免 許 発 第 5 3 号
各職員　殿　　令和７年３月12日
５年保存（口訓）
免 許 セ ン タ ー 長

場内試験コースにおける運転練習等に係る事務取扱要領について
（通達乙）

みだしのことについては、「場内試験コースにおける運転練習等に係る事務取扱要領について（通達乙）」（令和２年１月10日免許発第1001号）により運用しているところであるが、新たに別添のとおり定め令和７年４月１日から運用することとしたので、誤りのない運用に努められたい。

なお、この通達乙の施行に伴い、旧通達乙は廃止する。

別添

第１　運用の趣旨

運転免許を新たに取得しようとする者、ペーパードライバー、高齢等により運転に不安を感じる者の運転練習及び交通安全研修等を開催しようとする者等に安全な練習場所を提供し、安全運転技術の向上並びに交通安全意識の醸成を図ることによって、交通事故防止対策を推進するため。

第２　場所

高知県吾川郡いの町枝川200番地

高知県自動車運転免許試験場「場内試験コース」（以下「コース」という。）

第３　運転練習目的使用について

１　運転練習目的使用

運転免許を新たに取得しようとする者、ペーパードライバー、高齢等により運転に不安を感じる者等の運転練習のための使用とする。

２　使用可能な車両

練習者が準備する大型、中型、準中型、普通自動車、大型特殊車、けん引車（以下「四輪車」という。）、大型・普通自動二輪車（以下「二輪車」という。）及び特例技能試験車とする。

３　車両の条件

(1)　技能試験車として公安委員会の指定を受けた自動車

標準試験車、または特例技能試験車（「技能試験車の指定について（通達乙）」（平成29年２月28日付、免許発第46号「以下、指定通達」という。））として、公安委員会の指定を受けている自動車

(2)　大型・普通自動二輪車

指定通達の要件の他、安全ガード（バンパー）を備えている自動二輪車

４　コース使用対象者（以下「練習者」という。）

(1)　新規運転免許取得目的練習者

運転免許を取得しようとする者（各免種取得年齢30日前から練習可）

(2)　運転練習目的者（免許保有者）

安全な運転技能を上達させたい者

５　使用日等

(1)　使用は「予約制」とする。

(2)　使用時間は、月曜日から金曜日の技能試験及び各種講習業務終了後（双方が行われない日は、午後２時）から午後５時までとし、日曜日は、午後２時から午後５時の間とする。

なお、特例技能試験車で練習をする場合は、土曜日の午前９時から午後

５時の間も使用可能とする。（行事開催等が実施される場合は除く）

(3)　練習目的により同時に走行する自動車は、四輪車７台、二輪車３台までとする。

6　実施体制

(1)　実施責任者

センター長

(2)　実施担当者

コース使用業務を担当する職員（以下「担当職員」という。）

担当職員は、各月の行事計画等により指定する。

7　センター長の業務

(1)　コースの使用に関すること。

(2)　関係所属、関係機関との連絡調整に関すること。

(3)　使用計画に関すること。

(4)　予約事務に関すること。

(5)　その他必要な事項に関すること。

(6)　業務の代行

センター長不在時は、次長又は当直責任者が前事項の事務を代行する。

8　担当職員の業務

(1)　予約窓口事務に関すること。

(2)　使用料の徴収に関すること。

(3)　当日の事務手続き及び安全使用に関すること。

(4)　その他必要な事項に関すること。

9　予約の受付等

(1)　使用の予約

原則として、使用日の14日前から前日のそれぞれ平日の午後３時から午後５時の間に、電話又は口頭により受け付け、１回に予約できる日数は３日分とする。

また、土曜日及び日曜日を除き使用日の午後０時30分から同２時00分の間に電話又は口頭により、当日の試験業務等の終了時間の確認を行わせること。

なお、休日（祝日）は予約の受付を認めない。

(2)　予約は、第１号様式「使用予約簿（運転練習）」により受理する。

10　予約時の教示事項

(1)　使用日、時間、コース使用料、支払い方法

(2)　練習者、指導者の資格及び使用の条件

(3)　使用に伴う留意事項

11　使用の条件

事故防止及び施設の維持管理のためセンター長の指示に従わせること。

12　使用当日の措置要領

担当職員は、次の要領により行うこと。

(1)　申請者、練習者、使用日時、使用車両（実車の確認）及び保険加入状況並びに練習者の年齢等を確認する。

(2)　練習標識等の交付

ア　四輪車

「練習車両標識」を自動車（屋根）に装着させる。

イ　二輪車

練習者に「練習者用ゼッケン（二輪車)」を装着させる。

ウ　練習標識等の形状

別表のとおりとする。

(3)　練習時間の確認等

練習時間の超過を防止するため適宜必要な監視を行い、練習終了者からは、直ちに「練習車両標識」等を回収する。

(4)　事故発生時の措置及び注意事項等については、練習者及び指導者に確実に教示すること。

13　指導者の指導方法

(1)　四輪車の場合

ア　指導者は、練習車の助手席に同乗し、補助ブレーキを直ちに操作できる態勢で指導を行うこと。(運転席の横の乗車装置がない車両を除く。)

イ　指導者が車外指導をする場合は､他の練習車の妨げとならない場所で、エンジンを停止させ、駐車ブレーキを効かせてギヤをバック（ＡＴ車はパーキング）に入れ、みだりにコース内に立ち入らないこと。

なお、練習者が車両から下車する場合は、みだりにコース内に立ち入らず、事故防止に努めること。

ウ　指導者が模範運転等の運転をする場合は、練習者の練習時間内に必要最小限の距離及び時間に行うこと。

エ　構造上運転席の横の乗車装置がない車両にあっては、採点棟下の緑地において指導を行うものとし、コース上での指導は禁止する。

また、許可なく採点棟に上がらないこと。

(2)　二輪車の場合

指導者は、採点棟下の緑地において指導を行うものとし、コース上での

指導は禁止する。

また、許可なく採点棟に上がらないこと。

14　事故発生時の措置要領

(1)　センター長は、練習中の事故を認知したときは、直ちに運転練習を中止させるとともに、関係者等に必要な指示を行うものとする。

(2)　練習中の事故を認知した場合

ア　負傷者がいる場合は、必要な救護措置を講ずること。

イ　施設の損壊を伴う場合には、破損箇所の写真撮影を行うなど、損壊の程度を記録化した後、速やかな復旧に努めること。

ウ　損害の補償等については､当事者の責任において解決させるとともに、保険会社への連絡等必要な措置を講じさせること。

エ　損壊等に伴う復旧にかかる費用は、当事者が負担するものとする。

第４　行事開催目的使用について

１　行事開催に係る使用

国、地方公共団体及びその他の団体（運行管理者、安全運転管理者等を有する企業）等が主催する交通安全を目的とした行事については、センター長が交通安全目的利用と認めるものとする。

原則、使用の14日前までに使用の申請を行わせること。

２　使用可能な車両

主催者が準備する車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第８号に規定するものでトロリーバスを除く）とする。

３　使用の条件

(1)　実施責任者は、免許センター内において行事の運営を統括し、その全責任を負う。

(2)　使用時間等

使用時間、使用台数及び使用人数等については、実施計画に基づきセンター長が調整する。

(3)　保険等への加入の証明

強制保険（自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書等を備えていること）に加入していること。

(4)　行事に伴う事故が発生した場合には、直ちに行事を中止し、センター長に届け出て、その指示に従うこと。

４　使用当日の措置要領

次の要領により、担当職員が行う。

(1)　使用許可申請書及び実施計画書に基づき、実施責任者、使用日時等の確

認を行う。

(2)　実施責任者に、使用許可証を携帯させる。

(3)　事故発生時の措置及び注意事項等については、参加者全員に確実に教示する。

(4)　適正な使用と各種の事故防止を図るため、適宜必要な監視を行う。

第５　その他コースへの立入を認める車両

コースの維持管理、誘導員等により安全確保がなされている状態及び執務時間外であって、センター長が立入を認めた車両

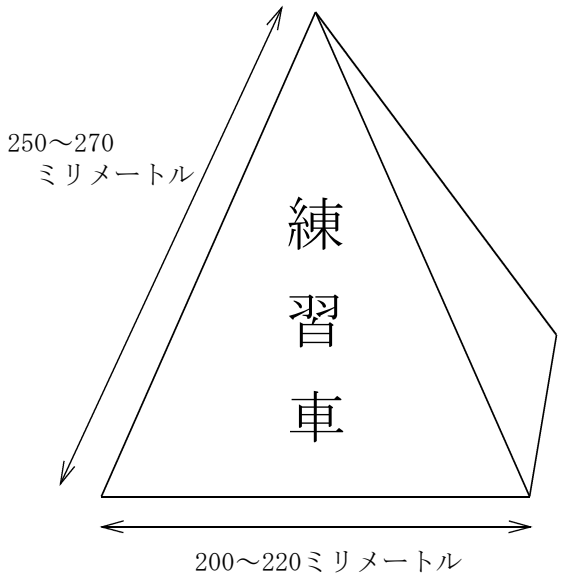
第６　実施結果の集計等

センター長は、運転練習目的及び交通安全目的使用の実施結果を、各月毎に集計すること。

別表

1　練習車両標識（四輪車用）

（基準）



注：標識は、四輪車の屋根に装着すること。

2　練習者用ゼッケン（二輪者）

（基準）



別記
第１号様式

使用予約簿（運転練習）

（実施日：　　年　月　日）

区分	時間／使用者		13:00～14:00	14:00～15:00	15:00～16:00	16:00～17:00
四輪車	1	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
	2	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
	3	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
	4	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
	5	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
	6	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
	7	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
二輪車	8	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
	9	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				
	10	氏　名				
		車種区分				
		使用者区分				

注１：「車種区分」欄は、次の該当する番号を記載すること。

（１　大型自動車　２　中型自動車　３　準中型自動車　４　普通自動車
５　大型特殊自動車　６　けん引車　７　大型自動二輪車　８　普通自動二輪車）

注２：「使用者区分」欄は、次の該当する番号を記載すること。

（１　免許取得希望者　２　ペーパードライバー　３　高齢運転者
４　外国免許切替者　５　第二種免許取得希望者　６　その他）

※　四輪車は７台、二輪車は３台を上限とする。